

三次市教育委員会議案第 5 4 号

三次市体験交流施設設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市体験交流施設設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市体験交流施設設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 3 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第 2 条 条例第 3 条の規定により三次市体験交流施設の利用の許可を受けようとする者は、指定管理者が別に定める利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者が別に定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

（利用の許可）

第 3 条 指定管理者は、利用の許可をした場合には、指定管理者が別に定める利用許可書を交付するものとする。

（遵守事項）

第 4 条 利用者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用中の建物の管理について，責任を負うこと。
- (2) 利用中に建物を破損した場合は，教育委員会へ報告し，指示を受けること。
- (3) 利用後は，必ず清掃すること。
- (4) 火気は，注意して使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，指定管理者の指示に従うこと。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに，廃止前の三次市体験交流施設設置及び管理条例施行規則(平成16年三次市規則第36号)の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。